

墨田区告示第165号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 指定納付受託者
東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay 株式会社
- 2 指定納付受託者が納付する歳入の種類
(1) 国民健康保険料及びこれに係る延滞金
(2) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金
(3) 介護保険料及びこれに係る延滞金
- 3 指定納付受託者が納付の対象とするもの
スマートフォン決済アプリ「PayPay」
- 4 指定する期間
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで